

関係各位

東京労働局雇用均等室長



一般事業主行動計画策定・届出について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より雇用均等行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、わが国における急速な少子化の進行等の現状にかんがみ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境をつくるために、次世代育成支援対策推進法（以下、「次世代法」という。）では、国、地方公共団体、事業主、国民がそれぞれの立場で次世代育成支援をすすめていくこととされています。

この次世代法に基づき、現在301人以上の労働者を雇用する事業主は、次世代育成支援対策を進めるための「一般事業主行動計画」（以下、「行動計画」といいます。）を策定し、東京労働局に届出等を行うことが義務（300人以下の事業主は努力義務）となっています。

この行動計画の策定・届出等の義務が、平成23年4月1日からは、101人以上の労働者を雇用する事業主に拡大されます。

そこで、東京労働局では、行動計画策定義務のある事業主を中心に、なるべく早期に行動計画策定等の準備をすすめていただくため、説明会、個別相談会の実施、リーフレット等による周知文書の送付などを行うこととしております。

つきましては、行動計画策定等の趣旨をご理解いただき、貴団体傘下企業への広報・周知にご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- |                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 1 改正次世代育成支援対策推進法のあらましパンフレット         | 1部 |
| 2 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定説明会チラシ | 5部 |
- （\* さらに部数が必要な場合は、問い合わせ先までご請求ください。）

【問い合わせ先】

東京労働局雇用均等室 担当 五嶋、富樫

〒102-8305 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階

電話 03-3512-1611